

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和 7 年 1 月 1 7 日

○出席委員（５名）

副委員長 山本 哲也

委員 山本 欽久

委員 南川 則之

委員 瀬崎 伸一

委員 戸上 健

○欠席委員（１名）

委員長 坂倉 広子

○出席説明者

・山本総務課課長補佐

○職務のために出席した事務局職員

事務局 長 岩井 太

議事総務係 岡村 なぎさ
書 記

次 長 兼 平山 智博
議事総務係長

(午前10時00分 再開)

○山本哲也副委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

本日は坂倉委員長が欠席しておられますので、副委員長の私が委員長の職務を代行します。

早速ですが、令和7年1月20日の会議に提出されます議案の概要について、総務課課長補佐の説明を求めます。

山本課長補佐。

○山本総務課課長補佐 総務課課長補佐の山本です。

議会休会中のところ、議会運営委員会を開催していただきましてありがとうございます。

本日、総務課長が不在にしておりますので、代わりに私から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、令和7年1月20日会議に提出いたします議案について説明させていただきます。

提出議案一覧表をご覧ください。

今回提出いたします議案は、議案第45号が補正予算議案で1件、その他の議案といたしまして議案第46号から議案第51号までの6件、合わせて7件を提出いたします。

まず、議案第45号ですが、別に提出させていただいております令和6年度一般会計補正予算（第7号）の概要のほうをご覧ください。よろしいですか。

補正予算の規模でございますが、令和6年度一般会計補正予算（第7号）は、物価高騰の影響を受けた生活者を支援するための費用などについて補正いたします。

その主なものでは、基金積立金で2億円、低所得者世帯等支援給付金給付事業で1億634万3,000円、学校給食給与費等管理費で359万4,000円などを計上し、補正後の一般会計予算額は141億7,270万円となります。

それでは、4ページ上段をご覧ください。

各事業の説明となりますが、まず積立金（基金）といたしましては、2億円を計上しております。

これは、ふるさと納税寄附金につきまして当初予算で見込んだ寄附額より増加することが見込まれることから、ふるさと創生基金への基金積立金を補正するものでございます。

なお、補正後のふるさと納税寄附金は11億円を見込んでおりまして、初めて10億円を超える状況でございます。

次に、下段のふるさと納税推進事業につきましては、9,006万3,000円を計上しております。

これも、ふるさと納税寄附金の増加見込みに伴い、返礼品等に必要な費用を補正するものでございます。

次に、事業が前後して申し訳ございませんが、6ページの上段をご覧ください。

拡充事業として住民税非課税世帯支援給付金給付事業で8,140万2,000円を計上しております。

物価高騰の影響を受けた低所得世帯を支援するため、住民税非課税世帯に対し給付金を支給するものでございます。

給付額といたしましては、1世帯当たり3万円を支給し、2,500世帯を見込んでおります。

1ページ戻っていただいて、5ページ上段をお願いします。

次に、住民税均等割世帯支援給付金給付事業では、1,952万5,000円を計上しております。

先ほどと同様に物価高騰の影響を受けた低所得世帯を支援するための市の独自施策として、住民税均等割のみの課税世帯に対し給付金を支給するものでございます。

給付額といたしましては、非課税世帯と同様に1世帯当たり3万円を支給し、600世帯を見込んでおります。

下段をお願いします。

低所得子育て世帯支援給付金給付事業につきましては、541万6,000円を計上しております。

これも、物価高騰の影響を受けた低所得世帯を支援するための事業で、6ページ上段の住民税非課税世帯に対する子ども加算を支給するほか、5ページ上段の住民税均等割のみの課税世帯に対する子ども加算を市の独自施策として支給するものでございます。

給付額といたしましては、対象世帯に属する18歳以下の子供1人当たり2万円を支給し、270人、140世帯を見込んでおります。

最後に、6ページ下段をお願いします。

学校給食運営事業といたしまして、359万4,000円を計上しております。

こちらは物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援するため、中学校生徒の2月分及び3月分の学校給食費を無償化するものでございます。

なお、5ページから6ページまでの4事業は国の補正予算で追加されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としております。

以上が補正予算議案となります。

続きまして、その他の議案につきまして説明させていただきます。

提出議案一覧表の表紙をご覧ください。

その他の議案といたしましては、議案第46号から議案第51号までの損害賠償の額を定める議案で、これらはすべて水道事業会計に関する事案でございます。

これらのうち、議案第46号から議案第50号までの5件につきましては、議会の議決に付すべき損害賠償の額の決定を議会の議決を経ずに定めていましたことから、今回、追認の議決をお願いするものでございます。

それでは、提出議案一覧表1ページめくっていただいて、1ページをお願いいたします。

議案第46号、濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることにつきましては、平成27年12月25日午前9時20分ごろ、鳥羽市安楽島町地内におきまして、配水管の切り替え作業を行った際に濁水が発生したことにより損害を与えましたので、市がその損害を賠償するに当たり、議会の議決に付すべき損害賠償の額を議会の議決を経ずに定めていたことにつきまして、追認の議決を求めるものでございます。

損害賠償の額は104万5,000円で、相手方は記載のとおりでございます。

議案第47号、自動車破損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきましては、令和元年12月4日午前8時ごろ、鳥羽市松尾町の主要地方道鳥羽磯部線に設置しております消火栓ボックスの蓋が開いていたこ

とにより、走行中の相手方車両が当該消火栓ボックスの蓋に乗り上げ操作不能となり、当該道路のガードレールに衝突し相手方車両を破損させましたので、市がその損害を賠償するに当たり、議会の議決に付すべき損害賠償の額を議会の議決を経ずに定めていたことにつきまして、追認の議決を求めるものでございます。

損害賠償の額は70万9,221円で相手方は記載のとおりでございます。

2ページをお願いします。

議案第48号から議案第50号までの断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることにつきましては、いずれも同じ事案によるものでございまして、去年、令和6年7月27日午前6時55分ごろ、鳥羽市堅子町地内の排水管が漏水し、長岡地区において断水及び濁水が発生したことにより損害を与えましたので、市がその損害を賠償するに当たり、議会の議決に付すべき損害賠償の額を議会の議決を経ずに定めていたことにつきまして、追認の議決を求めるものでございます。

損害賠償の額につきましては、議案第48号が131万3,654円、議案第49号が219万1,643円。3ページ上段をお願いいたします。議案第55号が173万808円で、相手方はそれぞれ記載のとおりでございます。

最後に、議案第51号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることにつきましては、先ほどの議案第48号から議案第50号までの議案と同様に、令和6年7月27日の漏水により、長岡地区におきまして断水及び濁水が発生し損害を与えましたので、市がその損害を賠償するにあたり、損害賠償の額を定めた議会の議決を求めるものでございます。

損害賠償の額は50万5,093円で、相手方は記載のとおりでございます。

以上、提出議案の説明とさせていただきます。

○山本哲也副委員長 総務課課長補佐の説明は終わりました。

続きまして、会議日程及び議案の取り扱いについて、事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 おはようございます。

それでは、私から1月20日会議の日程についてご説明いたします。

1月20日の会議に上程されます議案につきましては、先ほど総務課課長補佐からご説明がありましたとおり、予算議案1件、その他議案6件の合計7件でございます。

次に、その議案の取り扱い並びに会議日程についてであります。お手元の令和7年1月20日会議日程（1日間）案をご覧ください。

会議日程及び議案の取り扱いについては、1月20日に会議を再開いたします。

議事に先立ちまして、諸報告の後、会議録署名議員の指名、次に、議案第45号から議案第51号の7件を一括議題とし、提案者の趣旨説明を行っていただきます。

次に、議案に対する質疑の後、各常任委員会に付託を行います。

先に行政常任委員会を開催し、議案第46号、濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて（追認）のほか、5議案について審査いただきます。

そのあと、予算決算常任委員会を開催し、議案第45号、令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第7号）の

審査を行っていただきたいと考えております。

そのあと、議場にお戻りいただいて、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論を行った後、表決を行い、散会にしたいと考えております。

なお、質疑の締め切りにつきましては、時間が少なくて申しわけございませんが、本日の正午とさせていただいておりますので、以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○山本哲也副委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問、ご意見はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お伺いします。

議案第45号の補正7号についてお聞きます。

物価高騰に関する推奨事業メニューがこの中に含まれております。鳥羽市に交付される総額は6,800万円、6,842万円か。今回計上された、予算化されたのは2,853万円と4割強です。これは令和6年度予算計上しなきゃならんというふうに内閣府の資料はなっております。

そうすると、追加議案で3月までに残る4,000万円の活用について議会に提出されるという予定でしょうか。

○山本哲也副委員長 課長補佐。

○山本総務課課長補佐 推奨事業メニューにつきましては、企画財政課のほうで当然予算のほうを策定しているんですけども、残りの6,800万円ありまして、今回2,500万円程度を充当しておりまして、残り4,000万円からの金額につきましては、本省繰越という形で7年度に繰り越して事業をするという方向で考えていると聞いております。

以上です。

○山本哲也副委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 内閣府のQ&Aによると、基金として積み立てるについても令和6年度で事業計画を定めた上で繰り越すということになっております。

繰り越すにしても6割弱の額、4,000万円も何で繰り越すのかということになるというふうに思うんです。内閣府として、国のほうは物価高で困窮してるのに、もう本当に有効かつ迅速に予算化せよということを指示しております。予算のメニューも、締め切りも、申請も1月24日です。

大半をさ、これもう繰り越して使わんという議案をこれ、議会に提出しておるというのは僕はどうもそれは解せんだけれども、何でそういうものを総務課も認めて提出したのかというあたりちょっと説明してください。

○山本哲也副委員長 戸上委員、すみません。議運ですので、その辺りはちょっと。

今回の議案のところの部分が、議会運営のところについて、ちょっとそれとるんじゃないかなっていうところがありまして、お気持ちは重々察しますので、その辺りは。

○戸上 健委員 わかりました。質問を変えます。

本来であれば年度内に、3月までに予算化すべき中身を令和7年度にというさっきの課長補佐の説明でした。

そうすると、追加議案として3月までに残る事業メニューというのは、議運にも提出されないというふうに理解してよろしいですか。

○山本哲也副委員長 山本課長補佐。

○山本総務課課長補佐 予算の状況につきまして今、予算査定等々、当初予算も進めておりますけれども、申し訳ありません、私そこまでは確認してございませんので、その辺りはちょっと予算決算常任委員会のほうで確認していただきたい、できないでしょうか。

以上です。

(「わかりました」の声あり)

○山本哲也副委員長 その他、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

南川委員。

○南川則之委員 1点だけお聞きいたします。

46号から51号について、水道課の案件ということで、今回上がつる議会の議決に付すべき損害賠償の額を議会の議決を経ずに定めていたことから、追認の議決を求めるということが出ております。

こういったことは、水道課だけと違って過去に鳥羽市としてこの追認の議決を求めた事例というのがあるかどうか教えてください。

○山本哲也副委員長 山本課長補佐。

○山本総務課課長補佐 追認の議決、当然、議会の議決に付すべき事件というのは地方自治法第96条第1項のほうに定められておりまして、過去につきましては一般会計のほうでもございまして、平成13年に追認の議決をいただいたものでございますけれども、前年の12年に、教育委員会が学校のパソコンを全体に整備するために2,000万円以上の物品購入をした案件がございまして、それを2,000万円以上の物品購入に関しては議決事件になるんですけれども、議会の議決を経ず、契約して納入させていたという事案がございまして、翌年13年の9月議会だったと思うんですけども、そちらのほうで追認の議決をお願いしたという経緯がございます。

○山本哲也副委員長 南川委員。

○南川則之委員 過去の事例も含めて、先ほど言われたように地方自治法第96条ということで、地方議会の議決をすべき事項というのは定められてます。

過去に起こったことがあるということですから、再度起こらないようにということで、その時も説明はされたと思います。

今回もこのようなことが起こっておるということで、十分注意してしっかりと対応していただきたいなと思います。

以上です。

○山本哲也副委員長 ありがとうございます。

その他、ご質問、ご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○山本哲也副委員長 ないようですのでお諮りいたします。

会議日程及び議案の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○山本哲也副委員長 起立全員であります。

よって、議案等の取り扱いについてはそのように決定いたします。

それでは、ご協議いただくことは以上でございます。

これをもって議会運営委員会を散会します。

(午前10時19分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和7年1月17日

議会運営副委員長 山 本 哲 也